Matsue Local Meteorological Office

平成 31 年 3 月 5 日 島 根 県 松 江 地 方 気 象 台

## 島根県の土砂災害警戒情報における暫定基準の廃止について

島根県と松江地方気象台は、土砂災害警戒情報の発表基準について、島根県西部の地震により運用していた暫定基準を廃止し、平成31年3月12日から通常基準に戻します。

平成30年4月9日に発生した島根県西部を震源とする地震により、震度5強を観測した 大田市では地盤の緩みを考慮し、島根県と松江地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準(土壌雨量指数基準)について、通常の8割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況並びに土砂 災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、これらを検討した結果、下記のとおり土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し通常基準に戻しますのでお知らせします。

なお、島根県が提供する「土砂災害危険度情報」\*\*や気象庁が提供する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」\*\*についても、通常基準による判定となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用してください。

記

- 1 暫定基準廃止・変更日時 平成 31 年 3 月 12 日 13 時
- 2 暫定基準を廃止して通常基準に戻す市町村(別紙に図示) 大田市

これにより、島根県内の市町村はすべて通常基準となります。

※島根県の土砂災害危険度情報と気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報や大雨警報(土砂災害)等を補足する情報です。以下のURLからご覧いただけます。 島根県https://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/sabo\_uryou/www/keikai/index.html

気象庁 https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh

詳細については、以下を参照してください。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/doshakeikai.html#b

本件に関する問合せ先:

島根県十木部砂防課 (電話 0852-22-6261)

松江地方気象台 土砂災害気象官 (電話 0852-22-3784)

## 土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止して通常基準とする市町村



